



平成27年度

新たな人権課題に対応した指導資料

「災害時における人権への配慮」「北朝鮮当局による拉致問題」

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から5年が経ちます。大津波の発生により、東北地方と関東地方に甚大な被害をもたらし、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故により多くの人々が避難生活を余儀なくされました。現在でも東北地方から避難されている方々は、埼玉県だけでも5,102名います（平成28年2月1日現在）。

被害を受けた方たちが避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性に対する避難所生活での配慮の不足が問題になりました。そして、このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評に基づく差別的な取扱いなどの人権問題が発生しています。

一方、「北朝鮮当局による拉致問題」については、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形でその消息を絶ちましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。政府は、これまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、さらにこの他にも拉致の可能性を排除できないケースがあります。埼玉県においても、政府が認定した拉致被害者1名を含む15名の安否がいまだに確認されていません。

平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を初めて認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだに北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。残された被害者たちは、今なお自由を奪われ、北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。

今回、「災害時における人権への配慮」、「北朝鮮当局による拉致問題」、これら2つの人権課題に対応した学校教育用の指導資料を作成しました。各学校で活用し、人権教育を推進していただきますことを期待しております。

結びに、本書の刊行にあたり、すばらしい作文を提供してくださった二人の児童生徒さん、御協力いただきました関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月11日

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
長谷川 雄一

目 次

○災害時における人権への配慮

- 1 小学校高学年 道徳学習指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
主題名 「公正、公平な態度で」
- 2 中学校 道徳学習指導案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
主題名 「正義、公正、公平、差別や偏見のない社会の実現」

○北朝鮮当局による拉致問題

- 3 高等学校 **LHR**（人権教育）指導案・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
題材 「北朝鮮当局による拉致問題について考える」